

平成23年4月25日

公共工事入札における最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定方式の改定について

本市公共工事入札においては、最低制限価格（6億円未満の案件）及び低入札価格調査基準価格（6億円以上の案件及び総合評価一般競争入札案件）を設定しておりますが、このたび国土交通省において算定基準を改定したことから、本市においても次により要綱等の改定を実施し、算定方式を見直すことといたしましたのでお知らせします。

1 改定内容

「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」第3条の「算出基礎割合」を求める方法を、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を設計金額の合計額で除した割合とします

ただし、その割合が10分の9を越える部分にあつては10分の9と、10分の7に満たない場合にあつては10分の7とします。

なお、「川崎市建設工事低入札価格調査運用指針」第2において、低入札価格調査を行う基準となる価格は最低制限価格と同様の率で設定するとされており、この改正に伴い、低入札調査の調査基準価格の算出方法も同様の方式に変更となります。

旧	新
① 直接工事費の95%	① 直接工事費の95%
② 共通仮設費の90%	② 共通仮設費の90%
<u>③ 現場管理費の70%</u>	<u>③ 現場管理費の80%</u>
④ 一般管理費の30%	④ 一般管理費の30%
予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で設定	予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で設定

2 施行年月日

平成23年4月25日

（4月25日以降に入札公告、指名通知を行う入札に適用します。）

※なお、改定後の「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」は、川崎市契約課ホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」をご覧ください。

連絡先

財政局資産管理部契約課

電話 044-200-2096